

よくある不備の内容

補助金交付申請書（様式第1号）	1
「日本標準産業分類」における細分類	1
補助金の交付申請額	1
FCV・EV 導入実績報告書（様式第1号別紙）	2
車両本体価格等	2
補助金交付申請額	2
国の補助を受けたことを証する書類の写し	3
【法人】登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し	3
【個人事業主】前年度分の確定申告書 B の写し	3
神戸市内に事務所または事業所を有することを確認できる書類	3
見積書等の写し	4
経費の支払いを証する書類の写し	4
自動車検査証の内容が確認できる書類	4

補助金交付申請書（様式第1号）

「日本標準産業分類」における細分類

× 空欄になっている

⇒法人・個人事業主の場合は、以下を参照の上、必ず記入してください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

× 「分類コード（数字）」のみを記入している。

⇒「項目名」を記入してください。（例）市町村機関 もしくは 9821（市町村機関）

補助金の交付申請額

× 金額が誤っている

⇒FCV・EV 導入実績報告書（様式第1号別紙）の「③補助金交付申請額（下太枠内）」の額を記入してください。

2. 補助対象事業に係る経費

①車両本体価格等		円
②経済産業省による補助金の金額		円
③補助金交付申請額（②×1/3※） ※上限額は下表参照	（千円未満切り捨て）	円
自己資金額（①－②－③）		円

FCV・EV 導入実績報告書（様式第 1 号別紙）

車両本体価格等

× オプションの金額が含まれた価格を記入している

⇒メーカーオプション、付属品、その他の費用は除いた金額（注文書に記載された「車両本体価格」等）を原則記入してください。

補助金交付申請額

× 金額が誤っている

⇒「国補助金の額×1/3」と「補助金の上限額（下太枠内）」を比較し、小さい額を記入してください。

【参考】補助金の額等

	補助金の上限額	
	通常	条件付き車両※
燃料電池自動車	26 万円	29 万円
電気自動車（軽自動車を除く）	18 万円	24 万円
電気自動車（軽自動車）	9 万円	11 万円

※ 外部給電機能を有する車両。ただし、令和 5 年 4 月 1 日以降に初度登録を行った電気自動車（乗用自動車）については、トップランナー制度の対象である車両に限る。

× 「通常」と「条件付き」の区分が誤っている

⇒経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の「銘柄ごとの補助金交付額（補助対象車両一覧）」等で、次のとおり区分を確認できます。

<https://www.cev-pc.or.jp/>

① 「補助金交付額」欄の「給電機能かつトップランナー制度の対象」または「給電機能の有無」について、「Yes（有）」または「No（無）」のどちらの行に金額が記載されているか確認してください。

② 「Yes（有）」「No（無）」は、次のとおり「条件付き」と「通常」に当てはめてください。

【FCV】給電機能の有無

有→条件付き、無→通常

【EV】給電機能かつトップランナー制度の対象

Yes→条件付き、No→通常

国の補助を受けたことを証する書類の写し

× 添付されていない

⇒添付は省略できません。国の補助金が交付されていない場合は、交付決定通知書を受け取った後に申請してください。

【法人】登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し

× 【リース事業者の場合】リース事業者または使用者の片方の書類しか提出していない

⇒リース事業者（申請者）と使用者の両方の書類を添付してください。

【個人事業主】前年度分の確定申告書 B の写し

× 税務署の受付が確認できない

⇒次のように、税務署の受付が確認できる書類を提出してください。

【紙面で確定申告書を提出した場合】税務署の受付印がある確定申告書（写し）

【e-Tax で電子申告した場合】受付日時・受付番号が記載された確定申告書（写し）、または受信通知を添付した確定申告書（写し）

× 一昨年以前の確定申告書を提出している

⇒前年分の確定申告書を提出してください。

× 本人確認書類（運転免許証等）を提出している

⇒運転免許証等の提出は不要です。

神戸市内に事務所または事業所を有することを確認できる書類

× 神戸市内に事務所または事業所を有することが確認できない

⇒登記簿謄本の写しや確定申告書の写し等で確認できる場合は、添付を省略することができますが、それらの書類で確認できない場合は、確認できる書類を添付して下さい。

（例）法人のホームページの写し、電気料金など公共料金の請求書（申請者が請求先となっているもの）の写し、不動産の登記事項証明書の写し、など

見積書等の写し

× **車両本体価格が確認できない**

⇒見積書の提出がなくても申請はできますが、注文書などで車両本体価格が確認できない場合等には、提出が必要となります。車両本体価格が明記されている書類（見積書、注文書など）を提出してください。

経費の支払いを証する書類の写し

× **預貯金通帳のコピーが添付されている**

⇒振込の記録だけでは「補助対象車両の購入」に関する費用であることが確認できませんので、領収書を提出してください。（お手元に無い場合は、販売店舗より発行を依頼してください。ローン払いの場合は次項目を参照してください。）

× **領収書を提出していない**

⇒経費の支払いを証する書類は、添付を省略できません。ローン払いの場合は、①頭金など、申請時まで支払った費用の領収書（ローン会社等発行）、②請求書（自動車販売会社等発行）の2つの書類の写しを提出してください。

自動車検査証の内容が確認できる書類

× **電子車検証の券面の写しのみを提出している**

⇒電子車検証の場合は、①券面の写し、②自動車検査証記載事項の写しの2種類の書類を提出してください。

- ✓ 自動車検査証に記載されている「使用の本拠の位置」が申請者の事務所・事業所の住所と異なる場合、「使用の本拠の位置」について、申請者（リース契約の場合は使用者）が所有もしくは賃借していることを示す書類」の追加提出が必要です。
（例）土地の登記簿謄本の写し、賃貸借契約書の写し など